

令和6年度部活動基本方針

保健体育部

1 部活動の意義

- 部活動は、学校の管理下において計画、実施される教育活動である。
それは、学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒が、技能の向上や個性の伸張を図り、心身の鍛練に努めるとともに、規律正しい集団を通して、心身ともに健康で調和のとれた人間をつくることをめざして行われる教育活動である。
- 個性を伸ばす・・・自分のもっている能力を引き出し、伸ばすことができる。
- 社会性を伸ばす・・・健全な人間関係・耐え抜く精神・広い視野を育むことができる。

2 部活動の目的

- (1) スポーツや芸術の技能向上をめざし、気力・体力の増進、個性の伸長を図りながら、ルールやマナーを守る習慣を身につけ、日常生活態度に反映することができる。
- (2) 自分や学校に自信や誇りをもつことができるように、目標の達成に向けて地道に努力を続け、困難を乗り越えていく気概や忍耐力を身につけることができる。
- (3) 生徒と職員、生徒同士の触れ合いや協力を通して、思いやりの心や協調性、感謝・自他尊重の念を培う。

3 部活動の運営方針

- (1) 国のガイドライン及び県ならびに町の方針に沿った運営を図る。
- (2) 全職員の積極的な関わりの中で目的を達成し、学業との両立を図る。
- (3) 目的を達成し学業との両立を図るために顧問(副顧問を含む、以下同じ)と保護者は協力し合うものとする。また、年度当初に各部ごとに保護者を招集し運営方法等を共通理解する。
- (4) 6に掲げる「部活動のきまり」を遵守する。規程に反する部については、校長は活動を一定期間停止させることができる。

4 部活動顧問と部活動指導員 (※原則全員顧問制とし、何らかの形で部・競技の担当として配置する。)

部活名	顧問・副顧問	部活動指導員	部活名	顧問・副顧問	部活動指導員
野 球			男子バスケット		
男子ソフトテニス			女子バスケット		
女子ソフトテニス			美 術		
女子バレー			吹奏楽		
※陸上・駅伝			※水 泳		
※空手					

5 部活動指導員の設置について

文部科学省、県の意向をうけ、川南町の中学校スポーツ部活動においても、令和5年度から部活動の地域移行が徐々に進められることとなった。上記の通り、一部のスポーツ部活動において「部活動指導員」の配置がされた。今後も、随時「地域移行」が推進され、平日の指導は部活動顧問を中心に、週末(土曜もしくは日曜)、祝祭日においては、部活動指導員による指導を中心という体制整備から進められる見込みである。

6 地域（外部）指導者について

- (1) 成人であること。
- (2) 顧問が必要と判断した上で、校長が認めた者で、校長の指導下に置く。（1年間の委嘱）
- (3) 監督は学校教職員とし、地域（外部）指導者は監督の指示に従い補佐する立場を堅持できる人。
- (4) 技術指導に偏らず、全人的な指導ができる人。
以上を踏まえ、中体連に登録する。

7 部活動のきまり

- (1) 使用した道具、場所の整備・清掃を確実に行うこと。
- (2) 部活動終了時間後、15分以内に校門を出ること。
- (3) 部活動はその部に適した服装で行うこと。
- (4) 部活動のきまり違反および生徒指導上の問題を起こした場合は、本人または部の活動を中止することもある。

※ 規則違反や問題行動があった場合の処置

部内で規則を守らない場合や問題となる行動があった場合は、「顧問会」で協議し、活動停止などの処置をすることがある。尚、西都・児湯中体連の申し合わせ事項により、眉そり・茶髪・ピアス等の生徒は大会に出場できない。（最終決定は校長が行う）

8 活動時間について

(1) 放課後の部活動時間終了時刻

月(週)	終了時刻	下校時刻
4月～10月	18:00	18:15
10月後半～1月 (夕暮れの状況で変更も有りうる)	17:30	17:45
2月	17:45	18:00
3月	18:00	18:15

※ 雨天時等、天候によっては下校時刻を早める場合がある。

※ 水曜日（5時間授業の日）は、年間を通じて17:30までを原則とする。

※ 平日の練習時間については、2時間とし、それを超えないように計画的に活動を行う。

(2) 土日の部活動

- ・土日の部活動は3時間以内の活動とし、午前午後にわたらないようにする。
- ・本地区では、土・日の練習については、**2か月を1単位とし、単位当たり8回の休日を設定する。**運用については部顧問に一任するが、**練習計画【資料1】を提出し、**管理職で管理把握する。

(3) 長期休業中の部活動

- ・長期休業中の部活動は、1日3時間以内の活動とし、午前午後にわたらないようにする。
- ・長期休業中の土日の活動については、(2)に準ずる。

(4) その他

- ・**原則として、期末テスト5日前より部活動を中止する。**但し、テスト期間中に大会等がある場合は、事前に職員会で協議する。
- ・**土・日・祝日は、顧問不在の場合は原則として活動を禁止する。**
- ・**毎週火曜日は、リフレッシュデーとし部活動は休養日とする。**
- ・**毎月第3日曜日は「家庭の日」として定め、休日とする。**但し、大会等がある場合は、その前後の週休日・祝日等に必ず休日を設定する。